告示

厚生労働省・経済産業省・農林水産省・環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十六条第一項の規定に基づき、四塩化炭素の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十二年四月一日から適用し、四塩化炭素の環境汚染防止措置に関する技術上の指針（平成元年厚生省・通商産業省・農林水産省告示第三号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

四塩化炭素の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質である四塩化炭素による環境の汚染を防止するため、四塩化炭素の製造の事業を営む者、業として四塩化炭素を使用する者その他の業として四塩化炭素を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従い四塩化炭素の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

なお、関係する労働者の安全衛生については、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則等関係規則によることとする。

1．四塩化炭素を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、四塩化炭素の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、四塩化炭素に耐性をもつ合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受け皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱う四塩化炭素の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等四塩化炭素の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて四塩化炭素と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

⑶　施設（配管等を含む。）は、地上に設置すること。やむを得ず、地下とする場合には、地下ピット（床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリートが適当である。）内に置くこと。

1．2　貯蔵施設・場所に関する事項について

ドラム缶等の容器で貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

⑴　貯蔵場所は、屋内の冷暗所とすることが望ましいこと。

⑵　貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、屋根を付ける、容器にカバーをかける等の措置を講ずること。

1．3　作業施設・場所に関する事項について

原則として四塩化炭素の蒸気の発散源を密閉できる構造とするか、又は局所排気装置を設置すること。

2．四塩化炭素を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2．1　点検管理要領の策定等について

点検管理要領を2．2から2．4までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。

2．2　貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について

⑴　貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　漏出の有無
②　コンクリート床面のひび割れ
③　防液堤の損傷
④　側溝、ためます、分離槽等の状態
⑤　荷積みの整理状況
⑥　その他

⑵　貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　底板の損傷、腐食、漏出の有無
②　側板の損傷、腐食、漏出の有無
③　液面計の損傷、漏出の有無
④　下部弁の損傷、腐食、漏出の有無
⑤　その他

なお、地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。

⑶　ドラム缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　容器の損傷、腐食、漏出の有無
②　栓のゆるみ
③　貯蔵数量
④　その他

2．3　作業施設の点検管理について

⑴　施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。

⑵　水分離器がある場合には、管の詰まり及び水抜きの状態を点検管理すること。

（参考）

局所排気装置又は全体換気装置が、正常に作動することを点検すること。（労働者の安全と健康の確保に関する主な事項は、「（参考）」として記載した。以下同じ。）

2．4　作業場所の点検管理について

⑴　床面、受皿、地下ピットへの四塩化炭素の漏出の有無を点検管理すること。

⑵　ためます、分離槽等への四塩化炭素の漏出の有無を点検管理すること。

⑶　床面、地下ピットのひび割れを点検管理すること。

3．四塩化炭素の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3．1　作業要領の策定等について

作業要領を3．2及び3．3を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

（参考）

取扱作業は、局所排気装置又は全体換気装置を作動してから行うこと。

3．2　移替作業について

⑴　適切に整備された四塩化炭素に適した手動ポンプ又は自動ポンプを使用し、他の溶剤と併用して使用しないこと。

⑵　ポンプを使用しない場合は、サイホンを利用すること。

⑶　移替作業は、四塩化炭素を飛散又は流出させないように行うこと。

⑷　液面の高さに注意して、あふれることのないようにすること。

⑸　移替作業後、直ちに注液口を密栓すること。

⑹　万一、誤って漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

（参考）

ホースを使用して四塩化炭素を口で吸い上げないこと。